

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成29年8月1日

8

No. 137

今月の Q&A

相続人に未成年者がいます。
遺産分割協議に参加出来ますか？

今の自宅を活用し相続対策ができないか考えています。
どのような方法が考えられますか？



今月のお知らせ

相続・遺言・生前贈与・事業承継 等

無料個別相談会のご案内

随時
受付

事前予約制

京都税理士法人財産管理部では、相続に関する無料個別相談会を随時受け付けております。身近な税金（相続、遺言、生前贈与、事業承継、不動産賃貸経営、資産税に関するご相談）について是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日時

9:00-17:00 (土日祝除く)

※事前予約制です。
※担当者がお客様のご都合に合わせて日程調整させていただきます。
※相談時間は概ね30分～1時間以内でお願いしております。

特記事項

※ご相談は初回に限り無料です。
※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたらご持参下さい。

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
☎075-693-6363

<お電話受付時間> 9:00-17:00
(土日祝除く)

場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



【アクセス】

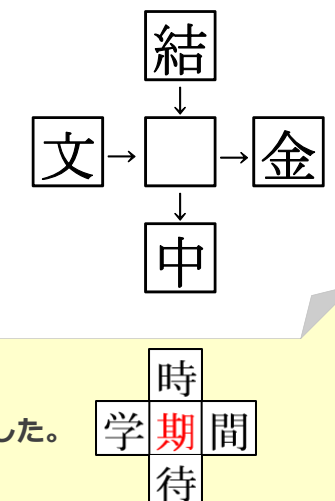
- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①結→□ ②文→□
③□→中 ④□→金 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.136 平成29年7月号) の解答は【期】でした。

お問い合わせ

Q

相続人に未成年者がいます。
遺産分割協議に参加出来ますか？

A

家庭裁判所に特別代理人の選任手続が
必要となります。



相続が起こった場合、相続財産は相続人が遺産分割することで、各相続人の財産となります。

相続人の中に未成年者がいる場合、その未成年者は財産の分け方を話し合う遺産分割協議には参加することは出来ません。

そのため、親権者はその未成年者の代わりに遺産分割協議に参加する特別代理人の選任手続を行う必要があります。

未成年者の代理人は両親などの親権者が担うことが一般的です。しかし、未成年者である子が相続人の場合、父や母はその未成年者と財産を分け合うことになり、自分の都合の良い遺産分割をすることが考えられるため、相続人ではない第三者を選ぶ必要があります。

実際には家庭裁判所に特別代理人を選任する手続きを行います。その際に不動産登記簿謄本や固定資産評価明細書、預金残高証明書など遺産の内容を明らかにする資料を提出します。

特別代理人が選任されると、未成年者に代わりその特別代理人と相続人との間で遺産分割のための協議が行われます。

仮に特別代理人の選任を行わずに未成年者が遺産分割協議を行った場合には、未成年者の特別代理人が選任された後に追認しない限り、遺産分割協議は無効とされます。



税理士 江後慎太郎

Q

今の自宅を活用し相続対策ができないか考えています。
どのような方法が考えられますか？

A

自宅は最も大事な財産の一つです。
税金の事だけでなくご自身の年齢、環境等を
鑑み検討してみましょう。



一般的に言われている自宅の活用の代表例としては、次の2つが挙げられます。

- ①二世帯住宅を建てる
- ②賃貸併用住宅を建てる

いずれも、小規模宅地等の特例を適用する事等を狙った相続税対策です。また土地をいかに、親から子に引き継がせるかを目的としています。副次的には、家賃収入も得られますし、こうした土地活用は、親から子へ、そして孫へ、土地を代々引き継がせたいという強い願望が背景にある伝統的な考え方です。しかし現在では、団塊世代を中心として、全く異なる価値観を持った中高年夫婦が多数いるのも現実です。世代毎の意見を事例でご紹介します。

～子育て世代のご夫婦～

「税金対策？私には関係ありません。私がどう生きていくかが大事です。子供は土地を引き継ぐ気はありません」

～古い二世帯住宅に住む68歳～

「築35年の家、私の身体もガタが来ているけど、家はもっとガタガタですよ。水回り、キッチン、リビング、お風呂場、すっきりしたいです」

～子供と離れて暮らしている70歳～

「亡くなった親、一人立ちした子供、空き部屋は、物置きになっています。何とかしたいと思います」

～不機嫌な72歳～

「一戸建ては、庭の手入れが大変、階段もきつくなってきた。いずれは、犬がいなくなったら、駅前のマンションへ引っ越したい。損も得もないです。身体が大事です。病院とコンビニが側にあれば十分」

以上の通り自宅に対する考え方は世代によってさまざまです。相続税を減らす事だけに注力するのではなく、有効に財産を残せる形を検討し相続税対策が自己満足にならないようにしましょう。



課長 牧本